大阪市立住吉スポーツセンター優先利用における実施要項

制定　平成 25 年７月１日
改正　令和３年９月 30 日

この要項は、区民の生涯スポーツ活動を普及し、区民の健康と体力づくりの場としてのスポーツセンターの有効的な利用の促進のため定めるものとする。

また、利用申込に関して、公平性・公正性が求められていることから、『住吉区生涯スポーツ事業運営協議会規約』及びこの実施要項により、優先利用事業および行事の推薦及びスケジュールの利用方針等の事項を定めるものとする。

１．優先利用事業および行事の推薦基準

大阪市立住吉スポーツセンターの優先利用推薦申込について、推薦基準を次の A～C のとおり定め、住吉区生涯スポーツ事業運営協議会（以下、運営協議会）にて承認された事業および行事を経済戦略局（大阪市立住吉スポーツセンターの所管局）へ推薦することとする。また、複数の事業および行事により利用希望日程が重複した場合は、運営協議会にて協議のうえ、日程を調整することとする。

A　区民が中心となる生涯スポーツの催し

1. 区の主催する行事、大会
2. 区の共催する行事、大会
3. 参加者が広く区民を対象とする大会
4. 主催者が区民または区内団体である大会

B　区民の生涯スポーツへの意識向上の一助となる、区への貢献が見込まれる催し

1. 大阪市主催または共催でない国際大会、全国大会、など
2. プロスポーツの大会（ホームチーム）
3. プロスポーツの大会（ホームチーム以外）

C　その他、運営協議会が特に必要と認めた、広く区民に益をもたらす催し

２．提出書類

優先利用推薦申込みをする場合は、次に掲げる①から⑥の書類を提出できる場合に推薦する。申込内容に変更がある場合は速やかに区役所まで報告することとする。提出書類に不備や虚偽等があった場合には、優先利用推薦申込を認めない場合もある。特に虚偽等があった団体に関しては、当該年度の利用を取消、次年度の優先利用推薦申込を認めない。

① 優先利用推薦申込書

② 主催団体の規約又は会則
③ 主催団体会員名簿（会員すべての名前・住所のみ）
④ 前年度大会実績がわかる大会当日パンフレットや冊子又は案内など
＊①に添付して②～④を提出すること
⑤ 優先利用実施報告書
⑥ 実施した事業および行事の開催実績がわかるパンフレットや冊子又は案内など
＊事業および行事の開催後１カ月以内に⑤に添付して⑥を提出すること。
但し、住吉区内官公署およびこれに準ずる機関に関しては、②および③の提出は不要とする。

３．優先利用推薦申込および推薦スケジュール

○優先利用推薦申込み受付期間　10 月 1 日～10 月 31 日
※ただし、受付期間の初日及び最終日が土日・祝日である場合は翌開庁日とする。
○運営協議会にて協議　11 月下旬～12 旬上旬
○経済戦略局へ推薦（スケジュール調整申請書等送付）　12 月上旬～12 月中旬
○申込団体へのスケジュール調整承認書の配布　1 月下旬

※優先利用推薦申込み期間終了後は、翌年２月以降に追加申込みをすることができる（原則、直近５か年以内に推薦実績のある団体)。ただし、利用希望日の５か月前までに申込み、かつ、利用を希望する時間帯に、他の優先利用が無い場合に限る。（４月～６月の追加申込は不可とする。ただし、社会情勢等により変更することがある。）

４．優先利用日

優先利用日については、１団体１ヶ月に２日以内とする。大会等開催日前日における準備についても、優先利用として使用することができる。また、連続して開催されることが望ましいと運営協議会にて判断された場合は、１団体４日以内までの優先利用推薦を承認する場合がある。

附則

この要項は、平成 26 年度優先利用分より適用する。
この改正要項は、平成 28 年７月１日から施行する。
この改正要項は、平成 29 年５月１日から施行する。
この改正要項は、平成 30 年７月２日から施行する。
この改正要項は、令和２年９月 10 日から施行する。
この改正要項は、令和３年９月 30 日から施行する。